

(介 36)

平成 27 年 6 月 9 日

都道府県医師会

介護保険担当理事 殿

日本医師会常任理事

鈴木 邦彦

### 改正介護保険制度広報ポスターの掲示等への協力依頼について

時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、昨年 6 月に成立したいわゆる医療介護総合確保推進法等に基づく介護保険制度改正に伴い、本年 8 月 1 日より、利用者負担割合の引き上げ、高額介護（予防）サービス費の負担限度額の引き上げ、補足給付の資産等勘案、特別養護老人ホームにおける多床室の室料負担など、介護サービス利用者負担に関する見直しが施行されることとなっております。

当該見直しの趣旨等については、利用者の方々にご理解いただく必要があることから、厚生労働省では、これらの内容を説明するポスター等を作成し、様々な場所での掲示を進めているとのことであります。

こうした取組みの一環として、今般、厚生労働省より本会宛てに、利用者が訪れる機会が多いと考えられる医療機関等でのポスター掲示について協力依頼がまいりました。

つきましては、貴会におかれましても本内容をご了知いただき、貴会傘下の郡市区医師会および会員への周知、ご協力方宜しくお願い申し上げます。

なお、当該ポスターにつきましては、厚生労働省より全医療機関等の枚数分を各自治体に送付しているとのことであり、今後各自治体より医療機関等に対してポスターが配布される予定であることを申し添えます。

(添付資料)

- ・改正介護保険制度広報ポスターの掲示等への協力依頼について  
(平 27. 6. 2 老発 0602 第 4 号 厚生労働省老健局長通知)

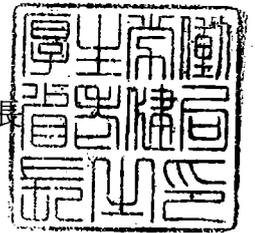


老発0602第4号

平成27年6月2日

公益社団法人 日本医師会  
会長 横倉 義武 様

厚生労働省老健局長



### 改正介護保険制度広報ポスターの掲示等への協力依頼について

厚生労働行政については、平素から多大なご理解及びご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第83号）等に基づき、平成27年8月1日より、利用者負担割合の引上げ、高額介護（予防）サービス費の負担限度額の引上げ、補足給付の資産等勘案など、介護サービス利用者にご負担をお願いする見直しが施行されます。

厚生労働省及び各自治体においては、当該見直しの趣旨、内容等について、利用者の方々にご理解をいただくことが必要であることから、これらの内容をご説明するためのリーフレットを用意し配布するとともに、ポスターを作成し、関係者の皆様のご協力を得ながら、様々な場所での掲示を進めているところです。

こうした取組の一環として、利用者が訪れる機会の多いと考えられる、介護サービス事業所、病院、診療所等でポスターの掲示をお願いしたいと考えておりますので、貴団体のご協力をお願い申し上げます。

ポスターにつきましては、各自治体から介護サービス事業所等へ配布いただく予定です。

本件につきまして、何卒、貴団体のご高配を賜りますとともに、趣旨につきまして、会員各位に対して周知していただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

サービス利用者  
・施設入所されて  
いる皆さまへ

平成27年8月1日から

# 介護保険の費用負担が変わります

高齢化が進む中で制度を維持するために必要な見直しです。  
費用負担の見直しと合わせて、在宅医療と介護の連携や、認知症の  
方が地域で暮らし続けられるようにするための施策も進めます。

## ①負担割合が変わります

一定以上所得のある方は、  
介護サービスを利用した時の  
負担割合が**1割から2割**  
になります。

- ・収入が年金のみの場合は年収280万円以上の方が、年金収入以外がある場合は合計所得金額が160万円以上の方が対象になります。
- ・ただし、同一世帯の65歳以上の方の所得が低い場合などは、1割負担になることがあります。
- ・65歳未満の方及び市区町村民税を課税されていない方は対象外です。

介護保険負担割合証が  
市区町村から交付される  
ので、被保険者証と  
併せてサービス  
利用時に提出して  
ください。

## ③食費・部屋代の負担軽減の 基準が変わります

食費・部屋代(室料+光熱水費)の  
負担軽減を受けられる方が、  
非課税世帯の中の**預貯金**などの  
少ない方に**限定**されます。

- ・非課税世帯の方とは、世帯全員が市区町村民税を課税されていない方を指します。
- ・預貯金など(現金、有価証券なども含む。)を、配偶者がいる方は合計2,000万円超、いない方は1,000万円超お持ちの場合には、軽減の対象外になります。
- ・また、配偶者が市区町村民税を課税されている場合には、世帯が分かれていても対象外になります。

市区町村への  
申請の際に、通帳の  
写しなどの提出が  
必要になります。

## ②負担上限が変わります

世帯内に現役世代並の  
所得がある高齢者がいる  
場合、月々の負担の上限が  
**37,200円から44,400円**  
になります。

- ・市区町村民税の課税所得145万円以上の方がいる場合に対象になります。
- ・この水準に該当しても、同一世帯内に65歳以上の方が1人の場合はその方の収入が383万円、2人以上いる場合は収入合計額が520万円に達しない場合には、申請により、37,200円になります。

市区町村への  
申請が必要に  
なります。

## ④部屋代の負担が変わります

特別養護老人ホームの相部屋  
(多床室)に入所する課税世帯  
の方等は、**室料相当の額**を  
負担していただくことになります。

- ・食費・部屋代の負担軽減を受けていない方が対象になります。  
(世帯全員が市区町村民税を課税されていない方で、引き続き食費・部屋代の負担軽減を受ける方の相部屋代は変わりません。)
- ・具体的な相部屋代のご負担額は、各施設にお問い合わせください。

ご不明な点は、お住まいの市区町村の  
介護保険担当にお尋ねください。